

## 江津風力発電特区（受付番号3）

### 1 申請内容

- 目指す地域活性化：風力発電施設を建設することによる地域での経済効果や新たな関連産業の創出、風車を核として既存施設と組み合わせた観光ルートの開発、新エネルギー導入による環境保全と意識啓発
- 現在の障壁：各種の占用料・使用料によるコストアップと各種の指導・許可基準による事業着手の阻害
- 申請者の意図：江津市は地域新エネルギービジョンに基づき、自然エネルギーの導入を積極的に進めることとしている。  
現在計画中の事業のみならず、今後も民間による風力発電を推進していく方針であることから、この際、江津市全域を対象として、各種の占用料・使用料の免除と指導・許可基準の緩和を事前に明確にしたい。

### 2 規制の内容

#### 島根県海岸占用料等徴収条例

国有財産である海岸は、公衆が自由に利用できる財産であり、排他的に占用する者へは占用料を課す。

#### 海岸法

一般公共海岸区域において、施設又は工作物を設けて占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。

#### 行政財産の使用に関する条例

保安林に指定されている県有地を使用する者へは使用料を課す。

#### 森林法

保安林内において土地の形質変更等の行為を行う場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

#### 森林法

治山施設を一時的に外すことに規制がある。（申請書上）

#### 道路法

道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができ、占用料の額及び徴収方法は島根県道路占用料等徴収条例で規定されている。

#### 道路法、道路交通法

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため止むを得ないと認めるときは、車両制限令で定める最高限度を超える車両の通行を許可することができる。

自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合において、牽引する自動車の前端から牽引される後端までの長さが25メートルを超えるときは、牽引してはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、または時間を限って牽引の許可をしたときはこの制限は解除される。

また、車両長が12メートル以上となる場合は、道路管理者の特殊車両通行許可が必要となる。

#### ふるさと島根の景観づくり条例

大規模行為をしようとする者は、行為に着手する日の30日前までに、その内容を

知事に届け出なければならず、また、大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

#### 島根県流水占用料等徴収条例

国有財産である河川は、公衆が自由に利用できる財産であり、排他的に占用する者へは占用料を課す。

#### 河川法

河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可が必要である。河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については禁止されている。

### 3 措置

#### 占用料・使用料の取扱い【上記 関連】

- ・海岸や河川は公衆が自由に利用できる財産であり、そこを占用するということは、他者を排除して独占的に使用することであるため、占用料を徴収することとしている。

占用料の減免が認められるのは、公用又は公共の用に供するために占用する場合であり、風力発電施設の設置について、占用料の減免は妥当性がないことから、原則として、減免は認められない。

- ・一方、保安林は洪水・渇水の緩和、災害の防止・予防等のため県により特別に管理されている。その機能を妨げない限度において例外的に使用が認められるものであり、行政財産として使用料を徴収することとしている。

使用料の減免が認められるのは、公益性がある場合等であり、風力発電施設の設置について、減免は認められない。

- ・なお、施設の羽部分が上空を占用・使用することについては、地上部分の利用・管理への影響等を考慮しながら、個々の案件ごとに占用料・使用料の徴収について判断する。

#### 許可基準の扱い その1 【上記 関連】

審査に当たっては、現地の状況を勘案しながら、個別に判断する必要があるため、江津市全域を対象として一律に緩和の可否を判断することはできない。

#### 許可基準の扱い その2 【上記 関連】

規制は行っていないが、治山施設の一時撤去は保安林機能を低下させる行為であり、代替施設の設置を行い、工事完了後、原型復旧を行う必要がある。

#### 許可基準の扱い その3 【上記 関連】

現行規定で対応可能である。